

第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案

第 1 章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市は、令和 5 年に高齢化率が 45%を超え、「市民の 2 人に 1 人が高齢者」という極めて深刻な超々高齢社会を目前に控えています。こうした中、高齢者が地域で経験を活かし、互いに支え合いながら主体的に生きる豊かな社会の維持が重要となり、たとえ介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていける環境を整えることが必要です。

国においては、生産年齢人口が急減する「2040 年問題」を見据え、令和 9 年度の介護保険法改正に向けた議論が進められており、令和 8 年には人材対策としての処遇改善が臨時改定により前倒しで実施されました。新たな制度改正案では、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化」、そして「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上や経営改善支援等」が重点項目として掲げられています。

本市ではこれまで地域包括ケアシステムの深化に努めてきましたが、生産年齢人口の急減に伴う介護人材や地域の担い手不足は、サービス体制を脅かす大きな課題です。

本計画は、これまでの理念を継承しつつ、国の新たな方針や本市の厳しい現状を反映した令和 9 年度からの新しい指針です。市民の尊厳を守り、住み慣れた地域で生涯安心して暮らせる「持続可能な地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、本市の高齢者保健福祉・介護保険体制のさらなる充実を目指し、本計画を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

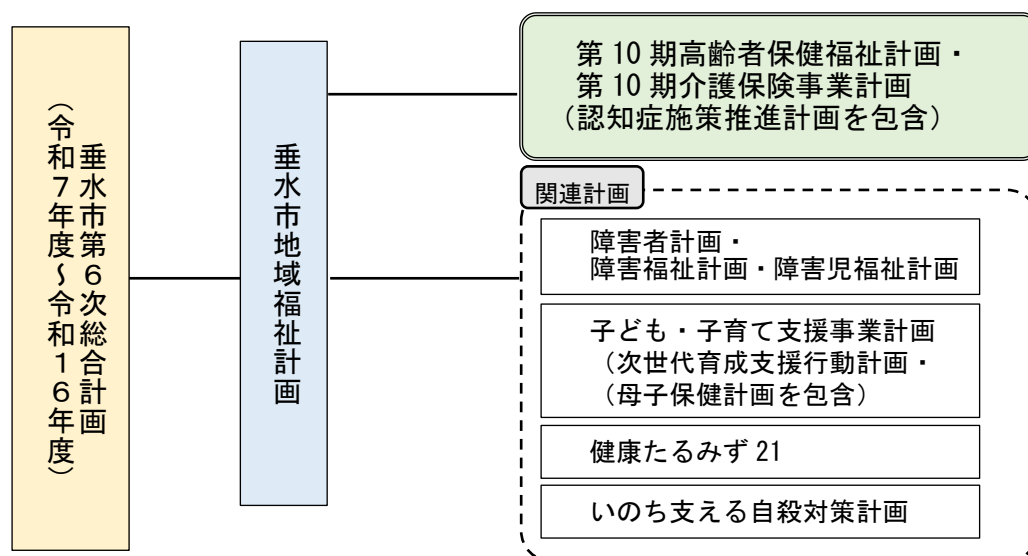
(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、策定を義務付けられた法定計画です。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という）」第 13 条に基づき、「認知症施策推進計画」の策定が努力義務となりました。これに伴い、第 10 期計画では、認知症施策の実施に必要な事項を定めた「認知症施策推進計画」を包含します。

(2) 他の計画との関係

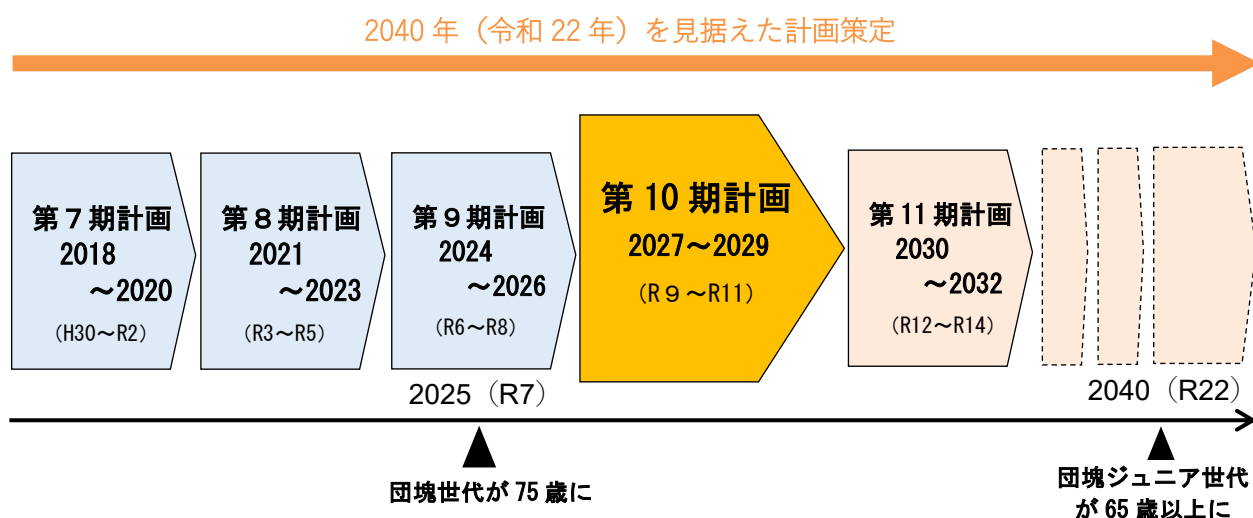
本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「垂水市総合計画」のうち、高齢者の介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。計画策定に当たっては、「健康たるみず 21」等の関連計画及び国の計画に関する基本指針等と整合性を図りながら定めています。



3 計画期間

介護保険事業計画は今回の見直しで第 10 期計画となります。第 6 期以降の計画は地域包括ケア計画として位置付けられ、2040 年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することが求められています。

第 10 期計画は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 か年計画とし、計画最終年度の令和 11 年度に計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

令和7年度に「介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」の実施及び令和8年度に市内4圏域にある9か所において「住民懇話会」を開催し、住民の現状や意見等を把握することに努めました。これらの取組から見える住民のニーズを考慮し、介護保険制度の円滑な運営を図るために設置している垂水市介護保険運営協議会を「計画策定委員会」として位置づけ、計画策定を行います。

- (1) 計画策定委員会の設置
- (2) 「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者等実態調査」の実施
- (3) 住民懇話会の実施
- (4) パブリックコメントの実施（予定）

第2章 垂水市の状況

1 本市の高齢者の状況

垂水市の高齢者の状況として以下の統計を行います。

- (1) 高齢者の状況
- (2) 高齢者世帯の状況
- (3) 高齢者の就業状況
- (4) 各圏域における高齢化の状況
- (5) 他市町村との少子高齢化状況の比較

2 本市の介護保険の利用状況等

垂水市の介護保険の利用状況として以下の統計を行います。

- (1) 要介護者認定者数及び認定率の推移
- (2) 給付費の推移
- (3) 他市町村との比較

3 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査結果

令和7年度に行いましたアンケート調査の分析を行います。

- (1) 調査の概要
- (2) 調査結果（抜粋）

4 第9期計画の評価

第9期計画の評価から課題を抽出し、10期の計画策定に反映します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念については、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、お互いに支え合いながら市民生活を送ることができる取り組みを踏まえて、次の3つとします。

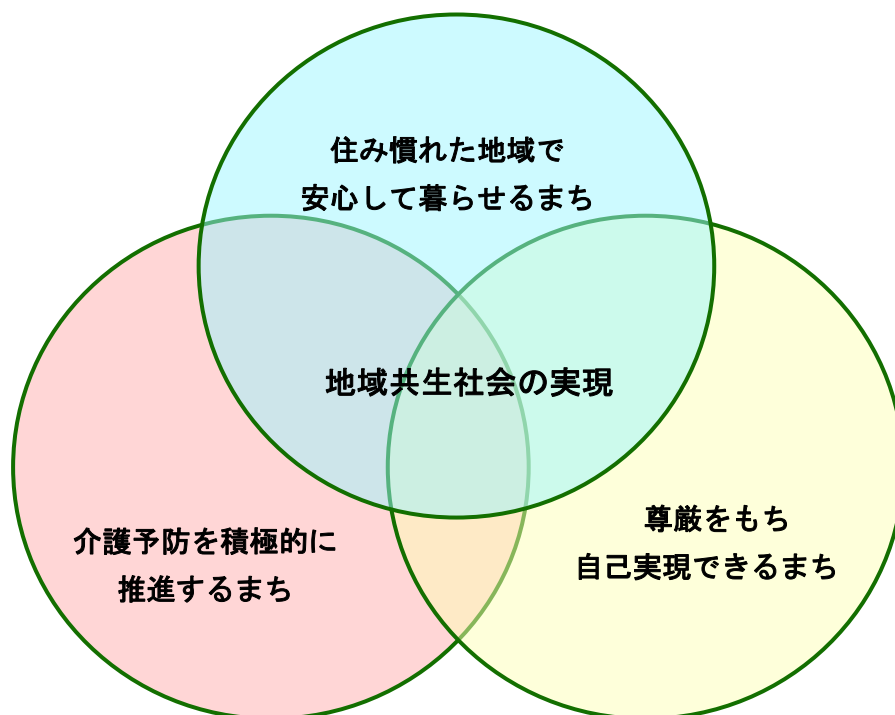
- ①介護予防を積極的に推進するまち
- ②健康で楽しく歳を重ねながら、お互いが尊厳をもち自己実現できるまち
- ③障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

障害があってもなくても、住み慣れた地域で尊厳をもって安心していつまでも、自分の生き方は自分で決め、自分の体は自分で守り、自分の人生を楽しむという、いきいきと元気で暮らす高齢者像を自助・互助・共助・公助の連携により描きます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、次のように設定し、全ての市民が生涯にわたって、住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、いきいきと健康に暮らしていける社会の実現を目指します。

たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、
いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水



3 計画の基本方針

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、本計画では、基本理念の実現のため、次の7つの基本方針を掲げます。

7つの基本方針

1. 健康づくり・介護予防の推進
2. 生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現
3. 安全で安心して暮らすための福祉・生活環境の充実
4. 地域包括ケアシステムの深化・推進
5. 介護保険サービスの充実
6. 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
7. 認知症施策の推進

4 地域包括ケアシステムの考え方

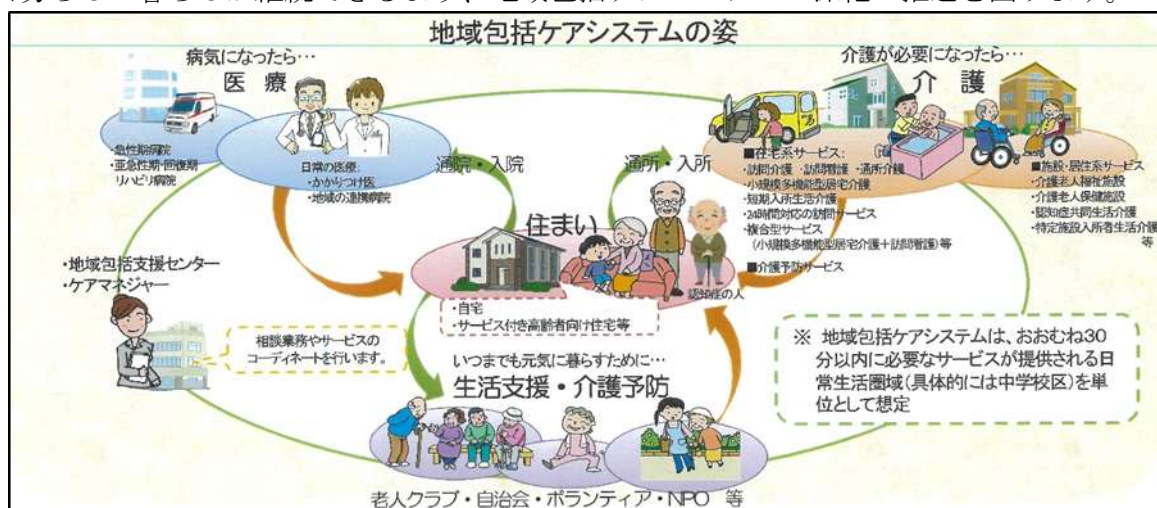
地域包括ケアシステムとは、高齢者等に関わる様々な人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者等の生活を支える仕組みです。

高齢者等については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の一体的な提供が必要となりますが、それだけではなく、広範な施策と関連したまちづくりの視点を持って取り組まなければなりません。

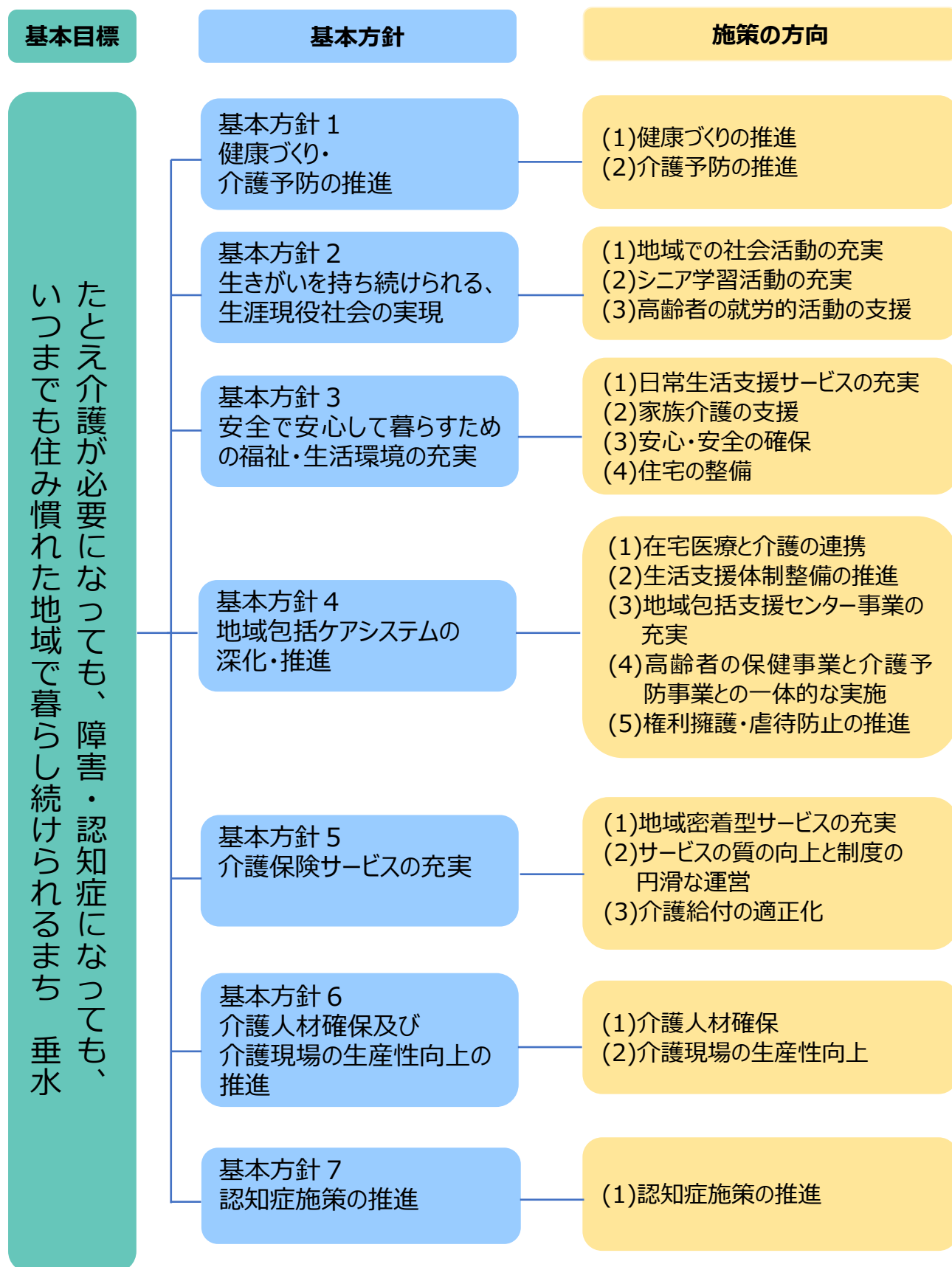
地域包括ケアの提供にあたっては、高齢者本人の自助を基本としつつ、地域の様々な関係者、関係機関等が、それぞれの役割を担いながら、「自助・互助・共助・公助」の有機的な連携のもと、進めていく必要があります。

本市では、関係機関、団体等だけでなく、市民一人ひとりが、高齢者を「支える側」であることを理解し、多様な地域資源の開発・活用を図りながら、垂水市地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

上記を踏まえ、地域で高齢者を支える仕組みとし、地域包括支援センターを核として、地域の関係者、関係団体等と連携し、地域の様々な資源をまとめ、まじわることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



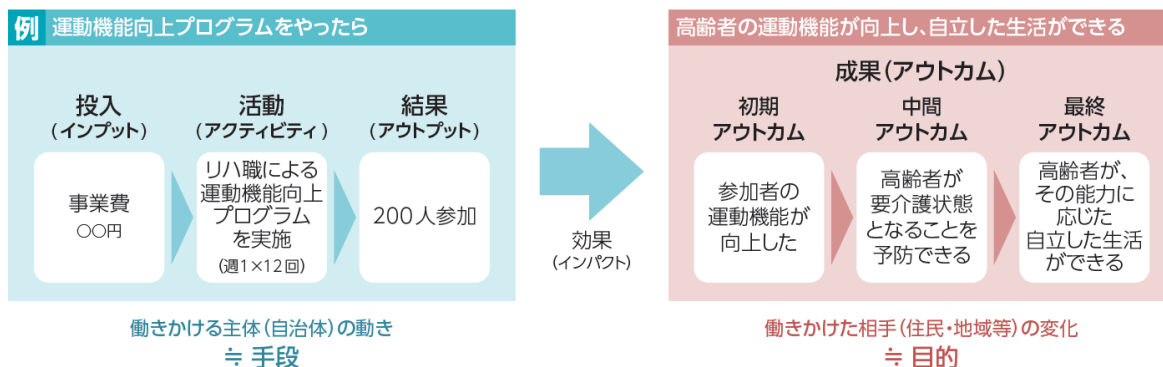
5 施策体系



6 ロジックモデルについて

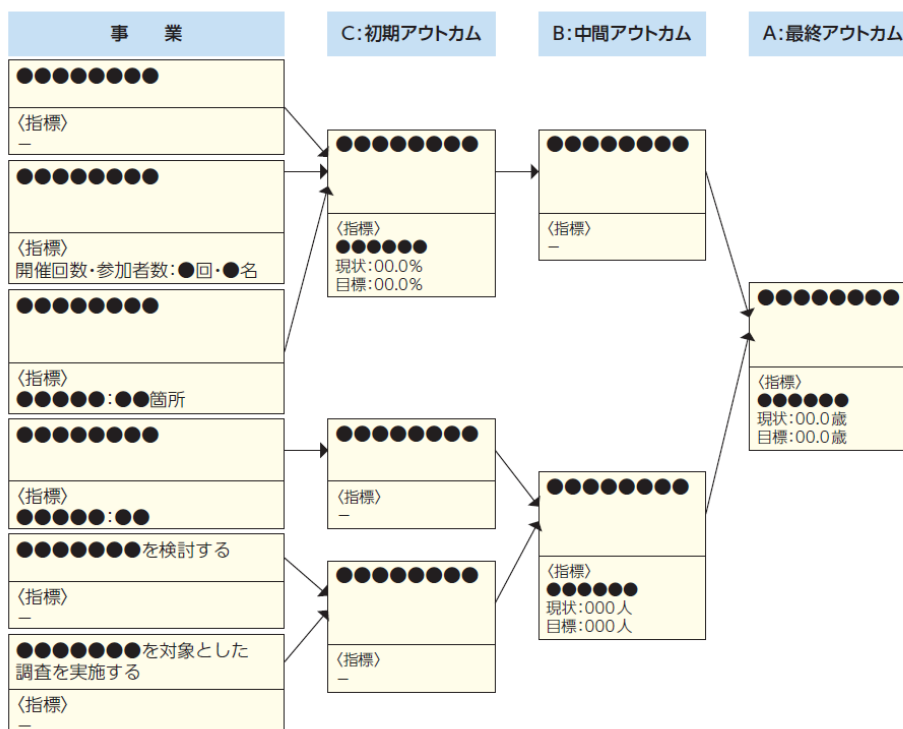
10 期計画では、取組の最終的な目的として、どんな地域を目指すかといった基本目標（最終アウトカム）や、そこに至るために実現したい目指す地域の状態（中間アウトカム）を明確にし、体系的に整理・設定を行うロジックモデルの作成を検討しています。

図表 2-2 ロジックモデルのイメージ



出典：一般財団法人 医療経済研究機構 介護保険事業計画におけるロジックモデル活用ガイド

図表 3-1 ロジックモデルの様式例



出典：一般財団法人 医療経済研究機構 介護保険事業計画におけるロジックモデル活用ガイド

7 計画の推進について

(1) 計画の周知、啓発

「たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち垂水」を目指し、ホームページや講座、事業所等を通じて計画を広く広報・周知します。

(2) 地域資源の活用

住民の主体的な参加や、ボランティア・NPO 活動への支援、生活支援コーディネーターの配置により、地域で支え合う体制（地域包括ケアシステム）を構築します。

(3) 計画の進行管理及び点検

計画を着実に進めるため、関係機関が毎年の進捗管理と点検（課題の検証など）を行い、確実な実施に努めます。

8 SDGs とのつながり

SDGs はグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。本計画で定める基本理念や基本目標の実現、基本方針に連なる目標の達成を目指す施策を推進することは、SDGs が定める目標達成とつながっていきます。

第4章 高齢者保健福祉施策の展開

※10 期計画策定に向けた施策の具体的内容は、現在調整・検討中です。

基本方針1 健康づくり・介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

健康たるみず 21 に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護予防に取り組めるよう、若年層に対しても健康づくり・介護予防への動機づけを行っていきます。

(2) 介護予防の推進

年齢や心身の状況にかかわらず、全ての高齢者が参加できる住民主体の「通いの場」を充実・拡大させ、人とのつながりを通じた地域づくりを推進します。高齢者の自立支援を促進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活が送れるように支援します。

基本方針2 生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現

(1) 地域での社会活動の充実

高齢者クラブへの各種支援やリーダー育成、また地域のサロン等の広報を通じて、住民同士の交流を広げ地域コミュニティを活性化させます。さらに、高齢者自身が地域づくりや他者を支えるサービスの積極的な担い手として活躍できるよう、参加と役割創出の環境づくりに取り組みます。

(2) シニア学習活動の充実

高齢者の多様な社会参加と生きがいづくりのため、趣味・教養・学習活動の場を充実させます。その際、参加者間の親睦や世代間交流を促すとともに、自主性を尊重した事業の企画・実施を支援します。

(3) 高齢者の就労的活動の支援

高齢者が地域活動を通して社会参加や社会貢献できる場を提供するとともに、生きがいと健康維持につながる働き手として活躍できるよう、高齢者の就労的活動を支援する体制の整備に努めます。

基本方針3 安全で安心して暮らすための福祉・生活環境の充実

(1) 日常生活支援サービスの充実

要介護者やひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、介護保険外の福祉サービスを提供します。その際、地域の人材や機関が連携して取り組めるよう支援し、持続可能な生活支援体制の構築につなげます。

(2) 家族介護の支援

在宅での介護を希望する方のため、介護者の負担軽減を図る仕組みづくりや、地域包括ケア体制

の充実を図ります。また、介護離職の防止等、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域の実情を踏まえた相談支援の強化に取り組めます。

（３）安心・安全の確保

地域住民や関係機関と連携した高齢者の見守り体制を確立し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる環境を整えます。同時に、高齢者自身が災害、犯罪、感染症などへ備えられるよう自助の意識付けに取り組めます。

（４）住宅の整備

高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境の確保、本人の希望と所得に応じた住まいの確保を支援するとともに、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス提供住宅の確保に努めます。

基本方針４ 地域包括ケアシステムの深化・推進

（１）在宅医療と介護の連携

住民や医療・介護関係者と地域の理想像を共有し、医療機関と介護事業所の連携をさらに強化することで、在宅医療と介護を一体的かつ切れ目なく提供する体制を推進します。

（２）生活支援体制整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けるために、課題となっている見守りや移動・買い物などの生活支援を地域で解決する仕組みとして各地域に設立した第２層協議体を中心に、ボランティア、ＮＰＯ法人、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、効果的な生活支援体制整備の推進に取り組めます。

（３）地域包括支援センター事業の充実

医療・介護需要の増加を見据え、市民が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムを充実させます。そのために、中核機関である地域包括支援センターの機能強化や、地域支援事業などの様々な取り組みを深化・推進します。

（４）高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的な実施

高齢者等の心身の多様な課題に対応するために、医療、介護、保健等のデータ分析を行い、住民主体で実施している通いの場を活用して健康教育・健康相談等を行うなどのきめ細かな支援を実施できるよう、高齢者の保健事業等を実施する関係課と連携強化を図ります。

（５）権利擁護・虐待防止の推進

問題の早期発見と早期対応を図るとともに、関係機関・団体との情報の共有化・連携が重要となります。権利擁護に関する制度やサービスの周知と積極的な活用を図るために、市民への情報提供や、講演会等による啓発活動の充実に努めます。

基本方針 5 介護保険サービスの充実

(1) 地域密着型サービスの充実

各地域密着型サービス事業所が、地域との交流を深め、地域に根ざした開かれた介護サービス事業所としてサービスが提供できるよう、地域住民への周知・広報活動を積極的に行うとともに、地域密着型サービス事業所への指導監督によりサービスの質の向上を図ります。

(2) サービスの質の向上と制度の円滑な運営

研修を通じて介護職員の資質向上と要介護者への理解を図るとともに、幅広い意見を集約して地域密着型サービス事業の適正な指定・運営を行います。また、新規事業所の設置に向けては地域の状況を踏まえ、県との情報連携を強化します。

(3) 介護給付の適正化

利用者が本当に必要なサービスを受けられるよう、市民・事業者への情報提供、事業者指導、介護給付の適正化を推進し、さらなる質の向上を目指します。

基本方針 6 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

(1) 介護人材確保

生産年齢人口の減少と介護ニーズの増大に対応するため、介護現場の持続可能性を追求します。離職防止と新規人材確保を一体的に推進し、県や市独自の事業も活用しながら取り組みを進めていきます。

(2) 介護現場の生産性向上

介護人材が不足する中で質を維持・向上させるため、業務の棚卸しと役割分担を明確化します。さらにロボットやICT等を活用して職員の心身の負担を軽減し、地域の安心を支え続けます。また、県と連携して生産性向上事業の周知を図ります。

基本方針 7 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の推進

令和5年(2023年)6月に成立した、認知症基本法の中で、市町村の「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化されたことなどを踏まえ、総合的な高齢者施策の重点項目として認知症施策の総合的な推進を「基本方針7 認知症施策の推進」に位置付けるとともに、その具体的な施策展開については、第6章「認知症施策推進計画の展開」としてまとめ、更なる施策の展開を図ります。

第5章 介護保険事業計画の展開

1 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、介護保険法に基づき、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域の実情に応じて定める必要があります。これらを踏まえ、第10期計画の日常生活圏域を設定します。

(2) 日常生活圏域の設定

本計画では、地理的条件や人口、交通アクセス等を総合的に勘案し、第9期の計画に引き続き、次の4つの圏域（旧中学校区）を設定します。

①中央・水之上・大野圏域 ②協和圏域 ③牛根圏域 ④新城・柊原圏域

2 各圏域の状況

各圏域の介護認定者数の推移や、令和8年7月から8月にかけて開催された「住民懇話会」の様子を掲載いたします。

3 介護サービス整備計画及び整備方針

令和9年度から令和11年度までの地域密着型サービス整備計画を示します。

4 人口及び被保険者数の推計

5 要介護（要支援）認定者数の推計

現行計画における本市の人口、被保険者数、要介護（要支援）認定者数の推移をふまえ、第10期（令和9～11年）と令和22年度（2040年度）および令和32年度（2050年）の推計を行います。

6 サービスの種類、利用者推計

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの第10期と令和22年度（2040年度）および令和32年度（2050年）の利用者の推計をします。

なお、各介護サービスの見込量や利用者の推計は、厚生労働省が提供する自治体における介護保険事業システム「地域包括ケア「見える化」システム」の推計結果に基づいています。

7 地域支援事業の推計

介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業の第10期と令和22年度（2040年度）および令和32年度（2050年）の利用者の推計をします。

8 サービス給付費の推計

介護保険サービスおよび地域支援事業の利用者推計に基づき、サービス給付費を推計します。

9 第1号被保険者保険料の算定

将来の高齢者人口や要介護認定者数の推計、現行計画における利用状況等、サービス給費額の推計などを考慮し、第1号被保険者保険料を算定します。

10 令和22年度（2040年）、令和32年度（2050年）の保険料等の見通し

令和22年度（2040年）、令和32年度（2050年）における、中長期的な保険料等の見通しを行います。

第6章 認知症施策推進計画の展開

基本方針7「認知症施策の推進」に基づき、認知症を取り巻く現状、および具体的な施策等について定めます。

1 背景及び趣旨

令和5年6月成立の「認知症基本法」の中で、市町村に対し「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化されたことを踏まえ、「共生社会の実現」に資することを目的として策定するものです。

2 認知症に関する状況

本市の認知症高齢者の状況について記載します。

3 施策の展開

「認知症になってからも希望をもって暮らすことができるまち」を目指して、「新しい認知症観」にたった施策を展開していきます。